

小平町水道スマートメーター導入事業仕様書

1. 事業名

小平町水道スマートメーター導入事業

2. 適用範囲

本仕様書は、小平町が無線通信端末、当該通信端末に付随する水道自動検針システムおよび利用者 Web 通知システムを導入する場合に適用する。

3. 事業内容

次の事項には、利用に必要な通信回線、水道自動検針システムおよび利用者 Web 通知システム、各種設定を含むものとする。

(1) 無線通信端末（設置に必要な付属品含む） 1,500 台

4. 履行期間

次の期限までに納品または設定完了すること。

(1) 無線通信端末

令和 7 年 8 月末日まで。分割納品とし納品日、納品場所は別途指示する。

(2) (1) の通信回線

無線通信端末の納品日の前日まで。

(3) 水道自動検針システム

無線通信端末の納品日の前日まで。

(4) 利用者 Web 通知システム

令和 8 年 1 月末日まで。

5. 詳細仕様

(1) 無線通信端末

無線通信端末の仕様は次のとおりとする。仕様に記載が無い機能を保有している場合は別途提案すること。

① 無線通信端末は、現在設置しているメーカーの電子式水道メーターまたは水道メーター用表示器と有線で接続し、検針値、警報等を無線で送信する機能を有すること。

② 無線通信端末は屋外設置型とし、小平町の過去の最低および最高気温の環境下においても動作可能なこと。

③ 無線通信端末の電源は電池式とし、電池容量は所定の動作において利用開始後 8 年間（水道メーターの検定有効期間の満了）使用できる容量を確保していること。

④ 電池交換が可能であり、電池電圧低下のアラームを水道自動検針システムで確認できること。

- ⑤ 無線通信端末は、端末の異常等を検知し遠隔で把握可能なものであること。
- ⑥ 無線通信端末は、不具合および機能向上のためソフトウェアバージョンアップ等に対応可能なものであること。
- ⑦ 無線通信端末は、水道メーターおよび水道自動検針システムとの接続状況が確認可能なものであること。
- ⑧ 無線通信端末は、平成5年9月東京都水道局制定「自動検針メーター通信機能仕様 (Ver2.6A)」に準拠した電文に対応したものであること。
- ⑨ 無線通信端末は、電子式水道メーターから1時間ごとの指針値を取得し、1日1回システムへ電文送信する機能を有すること。また、必要に応じて電文送信回数を変更できること。
- ⑩ 無線通信端末は、電子式水道メーターから発呼される警報情報をシステムに遅滞なく電文送信する機能を有すること。
- ⑪ 無線通信端末は、電子式水道メーターから最小1分毎のロードサーバイ値を取得し、システムに電文送信する機能を有すること。
- ⑫ 無線通信端末は、その期待耐用年数（8年）内に通信方式が利用中止となる等、機種全体が使用できなくなった場合、小平町に負担が発生することなく個々の無線端末機で当該年数の使用を担保できるようにすること。

(2) (1) を利用するために必要な通信回線

無線通信端末が水道自動検針システムに指針値等を伝送するために必要な通信回線は、電力 SM 方式、LTE-Cat. M1 もしくは NB-IoT とする。

(3) 水道自動検針システム

水道自動検針システムの仕様は次のとおりとする。仕様に記載が無い機能を保有している場合は別途提案すること。

- ① 水道自動検針システムはクラウド型サービスで提供すること。
- ② システム利用端末は次の利用環境を前提とすること。ソフトウェア等のインストールが必要な場合は、業務パソコンの対応方法を提案書に明記し調達および導入に係る費用も本契約に含めること。

項目	内容	備考
OS	Windows10 以上 Android10 以上 iOS12 以上	
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Apple Safari	

- ③ 電子式水道メーターから取得した各種情報を保存し、小平町の業務パソコン等でデータを閲覧、取得できる機能を有すること。
- ④ 小平町の業務パソコン等で定期検針日の検針値データを CSV ファイルで取得できる機能を有すること。

- ⑤ 電子式水道メーターおよび無線通信端末から発呼される警報情報の電文を受信し、小平町の業務パソコン等で遅滞なく確認できる機能を有すること。また、警報情報を遠隔リセットできる機能を有すること。
- ⑥ 小平町の業務パソコン等でロードサーバイを起動し、データ取得できる機能を有すること。
- ⑦ 小平町の業務パソコン等から、現地の電子式水道メーターに対して、警報情報等のしきい値を個別および一括で遠隔設定できる機能を有すること。
- ⑧ 現地での設置工事、水道利用者対応の際にスマートフォン等でシステムを使用できること。
- ⑨ 利用者氏名など個人情報を入力しなくとも利用可能なこと。システム利用にあたっては適切なセキュリティ対策が施されていること。

(4) 利用者 Web 通知システム

利用者 Web 通知システムの仕様は次のとおりとする。仕様に記載が無い機能を保有している場合は別途提案すること。

- ① システムは、利用者がスマートフォン等で使用できること。また、利用者がアプリをダウンロードすることで、アプリでも使用可能であること。小平町職員の利用環境は(3)②に準じること。
- ② システムは、原則として、24時間365日稼働できること。
- ③ ID、パスワード等によるユーザー認証ができること。
- ④ 小平町水道料金等システムとお客様情報や水栓情報等の連携機能を有すること。
- ⑤ 利用者がアカウント登録を実施する際は、偽装やなりすまし等を防止できる対策があること。
- ⑥ 不正アクセスや情報漏えい等を防止できる対策があること。
- ⑦ アカウント登録時の入力項目は、氏名、続柄及び水道使用名義人氏名（氏名と水道使用名義人と異なる場合のみ）、使用場所、電話番号、お客様番号（小平町水道料金等システムの識別番号）とすること。なお、お客様番号が不明の場合は、任意とする。
- ⑧ 水道の使用開始申し込み及び使用中止申し込みができること。
- ⑨ 水道の名義変更申し込みができること。
- ⑩ 入力必須項目（氏名、使用場所等）が未入力の場合は、エラーメッセージが表示できるか、以降の入力作業ができないなどの仕組みを有すること。
- ⑪ アカウント登録後、過去2年分の使用水量、水道料金を遡って照会できること。
- ⑫ 検針結果、請求予定金額、請求確定金額及び口座振替済みのお知らせが通知できること。
- ⑬ 支払方法が納付制の利用者へ、支払いの請求通知ができること。また、未納の場合は、請求月翌月の督促請求通知、翌々月の催告請求通知ができること。
- ⑭ 利用者へのお知らせ（水道メーター交換のお知らせ、料金改定のお知らせ等）の、一斉通知、個別通知ができること。

- ⑮ 将来、小平町の要望に応じて口座振替やクレジット払いのWeb申し込みに対応できる機能を有すること。ただし、決済代行会社は協議のうえ選定する。
- ⑯ スマートメーターとの連携による、見守りサービスや漏水検知に対応できる機能を有すること。
- ⑰ 本システムの利用者数、各サービスの申し込み状況等が照会できること。
- ⑱ 小平町職員からの問い合わせに対応できるコールセンター等を有すること。

6. 各種システムの利用条件

小平町職員が水道自動検針システムおよび利用者 Web 通知システムに接続する際は必要なセキュリティ対策を施したうえで、LGWAN またはインターネット回線で接続すること。

7. 導入に向けた協力

(1) システムデータ連携

受注者は、検針および通知業務の円滑な移行に寄与するため、水道自動検針システムおよび利用者 Web 通知システムと小平町が利用している水道料金システムのデータ連携に向けたシステムベンダーとの協議・調整に協力すること。

(2) 無線通信端末の設置工事

小平町にて選定した事業者で設置工事を実施することから、施工業者への設置方法説明に協力すること。なお、無線通信端末は、隔側表示器と接続することを基本とする。

(工事管理、設置に関する住民への事前周知等は小平町で実施する。)

(3) 設置後の不通箇所調査

(2) の完了後、通信が不安定または不通箇所等が発生した場合には、小平町が実施する調査等に協力すること。

8. 保証等

(1) 検査

受注者は、納品が完了した場合は納品書や成果物等を納入し、小平町の検査に合格すること。検査に合格しなかった場合は、小平町の指示に従い必要な修正を行うこと。なお、無線通信端末および水道自動検針システムは設置工事前に納品検査を実施する。

(2) 保証

受注者の保証期間は、検査合格の日から1年間とする。予備として小平町が保管する無線通信端末の保証についても、小平町の責めに帰すべき事由による場合を除き同様とする。

9. 秘密の保持

小平町および受注者は、本事業で得られた情報等については、次に定める事項を遵守すること。なお、本規定は契約の終了に関わらず効力を有するものとする。

(1) 情報の管理

小平町および受注者は、得られた情報を適切に管理し、情報の紛失、破壊、改ざん、盗難、漏洩および不正利用等が生じないよう万全の対策を講じること。

(2) 情報の開示

小平町および受注者は、情報を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、契約書類等を第三者に開示する必要がある場合で、相手方の事前承認を得たときはこの限りではない。このとき、開示者は、当該第三者に本仕様書において自己が負うのと同等の義務を課し、かつ当該開示に伴う全責任を負うものとする。

(3) 情報の廃棄

小平町および受注者は、契約が終了した場合は、相手方から提供された情報について、相手方の指示に従って返還または廃棄すること。

(4) 損害賠償

小平町および受注者は、自身の責に帰すべき理由により、相手方又は第三者に損害を与えた場合にはその損害を賠償すること。

10. システム利用料等

各種システム利用に関わる料金は、システム利用開始から発生するものとする。なお、利用に関わる契約は別途契約する。

11. 法令の遵守

受注者は、各物品の納品および6の協力にあたり、電波法、電気通信事業法等の関係法令のほか、小平町の各種条例を遵守すること。

12. 疑義事項

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合は、その都度、小平町と協議のうえ決定すること。